

同志社国際高校に関する 教基法違反認定に関する緊急研究集会

2026年7月19日(日)

13:30～16:30

全国教育文化会館5階
オンライン併用

(事前申込みしてください)

★参加無料 希望者は

7月17日までに下記フォームへ

<https://forms.gle/QuTFcTX1g6MfczjB7>



※メール申込み

(office@min-ken.org)の場合は、氏名・
フリガナ・メールアドレス・所属・参加方法
を記入。前日に案内と資料を送ります。

沖縄県名護市の辺野古沖で研修旅行中の同志社国際高校の生徒を乗せた小型船が転覆し、生徒一人と船長が亡くなる事故がありました。学びの場で尊い生命を奪われた生徒はどれほど悔しかったことでしょう。

文部科学省はこの事故について、当事者による検証と報告を待たずに、4月22日に自ら調査に乗り出し、その結果を5月22日に公表しました。その報告書で文部科学省はこの研修旅行を「政治的活動を禁じる教育基本法第14条2項に違反する」と断定し、あたかもそれが事故原因であるかのように記述しました。しかし、文部科学省は何をもって教育基本法第14条2項とするかを明示せず、「総合的に判断」したとする事実認定も断片的であり、その評価も一面的です。重大な問題は文部科学省がこの研修旅行について「政治的中立を欠いた教育活動」として否定しているのではなく、教育基本法第14条2項が禁止する「政治的活動」だったと認定していることです。(声明の一部より)

本緊急集会は教基法第14条第1項、2項を中心とする研究集会です。

◆ プログラム ◆

○ 報 告

- ・「政治的教養の教育」の重要性と運用上の問題点

(教基法第14条第1項を中心に)

宇野由紀子さん(憲法と平和教育プロジェクト幹事)

- ・文科省による「違法な政治的活動」認定の違法性

(教基法第14条第2項を中心に)

中嶋哲彦さん(憲法と平和教育プロジェクト委員長)

○ 質問・討論